

第1条 (サービスについて)

株式会社USEN ICT Solutions(以下、「当社」といいます)は、USEN GATE 02 決済代行サービス(AWS)契約約款(以下、「本約款」といいます)を定め、本約款に基づき、USEN GATE 02 決済代行サービス(AWS)(以下、「本サービス」といいます)を提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することができるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の規約は、当社が適当と認める方法により、本サービスの利用契約を当社と締結した者(以下、「契約者」といいます)に通知します。

第3条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」、「御申込書」および「本約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」、「御申込書」、「本約款」の順に優先して適用するものとします。

第4条 (サービス内容)

- 当社は、契約者が利用した Amazon Web Services(以下、「AWS」といいます)の利用料金(以下、「AWS 利用料」といいます)の外貨による支払いを、AWS Organizations の一括請求機能を利用することにより代行するものとします。当社は、この支払代金を、併存的債務引受の引受人として実施します。
- 2 契約者は、当社の併存的債務引受の対価として、当社の請求に従い、AWS 利用料と AWS 利用料にかかる消費税等を合計した額を日本円に換算した額(以下、「換算後利用料」といいます)と代行手数料(以下、単に「料金」といいます)の合計額を当社に対して支払うものとします。
 - 3 当社と契約者は、AWS Organizations の一括請求機能により、契約者の AWS 利用料の請求先が当社に変更されることをもって、AWS を提供する Amazon Web Services, Inc(以下、「AWS 社」といいます)が、当社が契約者の債務の引受人になることについて承諾したものと見做します。
 - 4 本サービスの提供地域は日本国内とします。

第5条 (サービスの提供条件等)

- 契約者は、AWS 社が定める規約等を遵守して AWS を利用するものとします。
- 2 契約者は、契約者が AWS を利用することにより発生した一切の損害について、全責任を負うものとします。
 - 3 契約者は、当社が AWS において発生した如何なる事象にも責任を負わないことを予め承諾するものとします。
 - 4 契約者の責に帰すべき事由により、当社、AWS 社または第三者に損害が生じた場合には、契約者がその全責任を負い、処理するものとします。
 - 5 AWS Organizations の一括請求機能の利用に関する当社の手続きが完了すると、契約者の AWS アカウントに登録された E メールアドレスに対して、AWS 社から、AWS 社に対する支払を当社に移管することについて確認するメールが届きます。契約者はそのメールの指示に従い速やかに移管を承諾するものとします。

- 6 契約者は、AWS Organizations の一括請求機能を利用することにより、無料利用枠の利用資格を失うなど、AWS の利用に一定の制限が加わるることについて、予め承諾するものとします。

第6条 (利用申込の方法)

本サービスの利用を希望する者は、本約款の内容を承諾の上、必要事項を記入した当社所定の御申込書を当社に提出することにより、本サービスの利用契約の申込を行うものとします(当社に対して利用契約の申込を行った者を、以下「利用申込者」といいます)。

第7条 (利用契約申込の承諾)

当社は、利用契約の申込を、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

- 2 当社が利用契約の申込を承諾した場合、当社所定の御申込書を当社が受け付けた日に遡って、当社と利用申込者との間の本サービスの利用契約が成立するものとします。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 利用申込者が当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
 - (2) 利用申込者が御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - (3) 利用申込者が、当社に対する債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (4) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
 - (5) その他、当社が利用契約の申込を承諾することが不相当と判断したとき。
- 4 当社は、前項の規定により本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、申込を承諾しない旨を利用申込者に対して通知するものとします。ただし、当社は、不承諾の理由について説明する義務を負わないものとします。

第8条 (申込の取消し)

利用申込者は、当社に御申込書を提出した後に、利用契約の申込を取消すことは出来ないものとします。

第9条 (提供開始日)

本サービスの提供開始日は、第5条5項において契約者が支払の移管を承諾した日とします。

第10条 (AWS 利用料および料金の支払義務)

料金は、別紙1「料金表」に定めるとおりとし、契約者は当社の請求に従い、換算後利用料と料金、料金にかかる消費税等を合計した額を、当社の指定する期日までに支払うものとします。

- 2 AWS 利用料の日本円への換算に適用するレートは、別途当社が定めるものとします。
- 3 料金は、換算後利用料を元に算定します。
- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 5 銀行振込手数料等の、契約者からの当社に対する支払に関する費用は、契約者の負担とします。

第11条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、提供開始日から起算して1年間が経過した日までとします。

- 2 最低利用期間中に契約者が第 14 条の定めに基づき当社との利用契約を解約し、または第 15 条の定めに基づき当社が利用契約の解除を行った場合、契約者は、当社の請求に従い、最低利用期間の残余の期間に別紙 1「料金表」に定める 1 ヶ月あたりの最低料金を乗じた額に相当する額の解約金を当社に支払うものとします。
- 3 契約期間終了の 1 ヶ月前までに当社または契約者のいずれからも更新を拒絶する旨の通知がない場合、最低利用期間の経過後、契約期間は 1 ヶ月単位で自動更新されるものとします。

第12条 （契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名または名称ほかの御申込書記載事項に変更があったときは、速やかに当社に届け出るものとします。

- 2 契約者は、前項の届出について事実を証明する書類の提出を当社から求められた場合、その求めに応じるものとします。

第13条 （契約者の地位の承継等）

相続または法人の合併もしくは分割等により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併もしくは分割後存続する法人または合併もしくは分割により設立された法人は、当社所定の書類にこれを証明する書類を添えて当社に届け出るものとします。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。代表者を変更するときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

第14条 （契約者が行う利用契約の解約）

契約者が利用契約の解約を希望する場合、解約を希望する日の 1 ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知するものとします。なお、解約希望日に当社による解約の処理ができない場合、当社が指定する日を解約日とします。

第15条 （当社が行う利用契約の解除等）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合に、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 料金その他の債務の決済が口座引き落としである場合、契約者が指定する預金口座の利用が認められないとき。
 - (3) 御申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - (4) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき。
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがなされたとき、または清算に入ったとき。
 - (6) 解散又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 利用契約以外の当社との契約につき、契約者の責に帰すべき事由により当社から解除されたとき。
 - (8) その他、当社が不適切と判断する行為があったとき。
- 2 契約者に 12 ヶ月連続して請求が発生しない場合、当社は利用契約を解除することができるものとします。
 - 3 当社は、前 2 項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 4 本条の定めに基づき利用契約を解除された契約者は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の債務を直ちに弁済するとともに、当社が被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第16条 （遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第17条 （免責）

- 当社は、第 4 条第 1 項に定める以外の契約者と AWS 社との債権債務関係に関する一切の事項、並びにそれらに基づく契約者と AWS 社または第三者との紛議について一切の責任を負わないものとします。
- 2 当社は、本サービスの提供にあたり、AWS 社または第三者の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
 - 3 契約者は、AWS 利用料の日本円への換算に適用するレートが外国為替市場における為替レートとは異なり得ること、当該換算レートが日々又は時刻によって変動し得ること、当該換算レートが請求時におけるレートとは異なり得ること、当該換算レートの如何によって当社から請求される金額が変動して契約者が不利益を被る場合があることを認識し、予め承諾するものとします。
 - 4 当社は、契約者に対し、前項に掲げる事態又は契約者の不利益に関し、法律構成又は名目の如何にかかわらず一切の責任を負わないものとします。また、当社は、契約者の請求等に適用される前項の換算レート又はその算定根拠を契約者に開示し又は説明する義務を負わないものとします。
 - 5 当社は、やむを得ない事由により本サービスの提供を停止または終了する場合があります。この場合、当社は、原則として当社が適当と認める方法で事前に利用者に通知するものとし、本サービスの停止または終了により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第18条 （承諾の限界）

当社は、契約者から本約款の規定に基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を契約者に通知します。

第19条 （損害賠償）

当社は、第 17 条および第 18 条に定める場合を除き、当社の責に帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合、直接の結果として現実に生じた通常の損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、この場合、当社が契約者から受領済みの直近 1 ヶ年の料金（換算後利用料は含みません）の合計額を賠償額の上限とします。

第20条 （反社会的勢力に対する表明保証）

契約者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

- 2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 反社会的勢力に属していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと
- 3 前項の定めに基づき利用契約を解除された契約者は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の債務を直ちに弁済するとともに、当社が被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第21条 （個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき契約者の個人情報の取扱いを行うものとします。

第22条 （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することができるものとし、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することを予め異議なく承諾するものとします。

第23条 （サポート）

当社は、AWS 社が提供するサービスに関する契約者の利用方法や料金、技術的な質問などについて、一切のサポートをしないものとします。

第24条 （準拠法）

本約款の準拠法は、日本法とします。

第25条 （合意管轄）

本約款および利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（以下余白）

別紙 1

料金表

契約者へのサービス提供に係る料金は以下のとおりとします。

項目	1カ月間の 換算後利用料(※)	金額 (税抜き)	単位
代行手数料	30,001 円未満	3,000 円	当社から契約者へのご請求ごと
	30,001 円以上	換算後利用料の 10%	当社から契約者へのご請求ごと

(※) 第 4 条第 2 項に定める、AWS 利用料にかかる消費税等を含む金額を日本円に換算した金額です。AWS 社から同月内に複数請求がある場合は、合算した金額で計算し、請求します。

(以下余白)